

佐久穂町飲食店及び喫茶店新型コロナウイルス感染拡大防止対策給付金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染拡大で影響を受けている、町内の飲食店及び喫茶店（以下、「飲食店等」という。）が取り組む事業を支援するため、予算の範囲内で佐久穂町飲食店及び喫茶店新型コロナウイルス感染拡大防止対策給付金（以下「給付金」という。）を交付することについて、佐久穂町補助金等交付規則（平成17年佐久穂町規則第38号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(交付対象者)

第2条 給付金の交付対象者は、町内に飲食店等を有し、引き続き事業継続する者とする。

2 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定めるサービス業で、主たる事業を営む者とする。

(給付対象事業)

第3条 給付対象事業は、密閉、密集、密接のいわゆる「3密」防止対策として行うテイクアウト事業、店内座席配置におけるソーシャルディスタンス確保及び手指消毒液の設置など、新型コロナウイルス感染防止対策として実施する事業とする。

(給付金額等)

第4条 給付金の額は、1事業所あたり30万円とし、1回限りとする。

(申請受付及び申請期限)

第5条 給付金交付申請の受付は、令和2年9月30日までとする。

(交付申請)

第6条 給付金の交付を受けようとする者は、佐久穂町飲食店及び喫茶店新型コロナウイルス感染拡大防止対策給付金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請するものとする。

- (1) 町内に事業所があることを証明する書類（平成31年4月以降6か月以上継続営業している者。）
- (2) テイクアウト事業への取組が分かる書類
- (3) 新型コロナウイルス感染防止環境整備等の内容が分かる書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定により提出された交付申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは交付を決定し、佐久穂町飲食店及び喫茶店新型コロナウイルス感染拡大防止対策給付金交付決定通知書（様式第2号）により、交付決定通知を行うものとする。

(実績報告)

第8条 前条の規定により給付金の交付の決定を受けた者（以下「給付事業者」という。）は、事業が完了したときは、速やかに佐久穂町飲食店及び喫茶店新型コロナウイルス感染拡大防止対策給付金実績報告書（様式第3号）に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(給付金の額の確定)

第9条 町長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、交付すべき給付額を確定し、佐久穂町飲食店及び喫茶店新型コロナウイルス感染拡大防止対策給付金確定通知書（様式第4号）により給付事業者に通知するものとする。

(給付金の請求)

第10条 給付対象事業者は、前条の給付確定通知書を受理した場合には、速やかに佐久穂町飲食店及び喫茶店新型コロナウイルス感染拡大防止対策給付金請求書(様式第5号)を町長に提出するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 町長は、給付事業者が次のいずれかに該当するときは、給付金の決定を取消することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により交付を受けたとき。

(2) 給付金の交付決定の内容に違反したとき。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第12条 支給対象者から、第5条に定める申請期限までに申請が行われなかった場合は、支給対象者が飲食店及び喫茶店新型コロナウイルス感染拡大防止対策給付金の交付を受けることを辞退したものとみなす。

2 町長は、第7条の規定による交付決定後、交付対象者が提出した申請書の不備による振込み不能が生じた場合、直ちに申請者に修正等を求めるものとする。

3 前項に定める修正要求に対し、申請者が応じないなど支給対象者の責に帰すべき事由により交付できなかったときは、当該申請書は取下げられたものとみなす。

(給付金の返還)

第13条 町長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなったもの又は偽りその他の不正の手段により給付金の交付を受けた者に対しては、交付を行った給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第14条 給付金の交付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(交付の制限)

第15条 この給付金を申請した者は、佐久穂町宿泊施設支援給付金は申請できないものとする。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。